三十四　ガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
イ　五〇〇ナノメートル超六〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した金属蒸気レーザー発振器（銅レーザー発振器に限る。）であって、平均出力が四〇ワット以上のもの
ロ　四〇〇ナノメートル超五一五ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したアルゴンイオンレーザー発振器であって、平均出力が四〇ワットを超えるもの
ハ　九、〇〇〇ナノメートル超一一、〇〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した二酸化炭素レーザー発振器であって、パルスを発振するように設計したもののうち、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの
（一）　パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの
（二）　平均出力が五〇〇ワットを超えるもの
（三）　パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの
ニ　二四〇ナノメートル超三六〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したエキシマレーザー発振器であって、パルスを発振するように設計したもののうち、次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）　パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの
（二）　平均出力が五〇〇ワットを超えるもの
ホ　一六マイクロメートルの波長で用いるように設計したパラ水素を用いたラマンレーザー発振器であって、パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの
ヘ　七二〇ナノメートル超八〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したアレキサンドライトレーザー発振器であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの
（一）　パルス繰返し周波数が一二五ヘルツを超えるもの
（二）　平均出力が三〇ワットを超えるもの
（三）　レーザー光のスペクトル線幅が〇・〇〇五ナノメートル以下のもの
ト　一、〇〇〇ナノメートル超一、一〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したネオジムを添加した固体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ネオジムガラスレーザー発振器を除く。）
（一）　パルス励起及びキュースイッチを用いたものであって、一ナノ秒以上のパルス幅のパルスを発振するもののうち、次のいずれかに該当するもの
1　単一横モードのパルスを発振するものであって、平均出力が四〇ワットを超えるもの
2　多重横モードのパルスを発振するものであって、平均出力が五〇ワットを超えるもの
（二）　波長範囲が五〇〇ナノメートル超五五〇ナノメートル未満で、かつ、平均出力が四〇ワットを超える第二高調波を発生するように設計したもの
チ　三〇〇ナノメートル超八〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した色素レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
（一）　単一モードのパルスを発振する波長可変レーザー発振器（レーザー光の増幅のみを行う装置を除く。）であって、次の1から3までのすべてに該当するもの
1　パルス繰返し周波数が一キロヘルツを超えるもの
2　平均出力が一ワットを超えるもの
3　パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの
（二）　パルスを発振する波長可変レーザー発振器であって、次の1から3までのすべてに該当するもの（一）に該当するものを除く。）
1　パルス繰返し周波数が一キロヘルツを超えるもの
2　平均出力が三〇ワットを超えるもの
3　パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの
三十五　質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるもののうち、次のイからヘまでのいずれかに該当するもの（トに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源
イ　誘導結合プラズマを用いたもの
ロ　グロー放電を用いたもの
ハ　熱電離を用いたもの
ニ　分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するものであって、イオン化室が六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
ホ　分析される物質の分子線を用いてイオン化するイオン源を有するものであって、次のいずれかに該当するもの
（一）　零下八〇度以下の温度となることができるコールドトラップ及びステンレス鋼若しくはモリブデンで構成され、裏打ちされ、又は被覆されたイオン化室を有するもの
（二）　イオン化室が六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
ヘ　アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したイオン源を有するもの
ト　磁石又は四重極を用いたものであって、次の（一）から（五）までのすべてに該当するもの
（一）　原子質量単位で表した質量が三二〇を超えるイオンを測定することができるもの
（二）　イオン源が、ニクロム若しくはモネルで構成され、若しくは裏打ちされたもの又はニッケルで被覆されたもの
（三）　分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するもの
（四）　同位元素の分析に用いることができるコレクタを有するもの
（五）　六ふっ化ウランのガスの流れを止めずに試料を採取することができるように設計したもの
三十六　圧力計又はベローズ弁であって、次のいずれかに該当するもの
イ　アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるニッケル合金製のセンサーを用いた絶対圧力計であって、次のいずれかに該当するもの
（一）　フルスケールが一三キロパスカル未満であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がフルスケールのプラスマイナス一パーセント未満のもの
（二）　フルスケールが一三キロパスカル以上であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がプラスマイナス一三〇パスカル未満のもの
ロ　ベローズ弁であって、直径の最小値が五ミリメートル以上のもののうち、アルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金（ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。）で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
三十七　ソレノイドコイル形の超電導電磁石であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの（医療用の磁気共鳴イメージング装置に用いるように設計したものを除く。）
イ　磁束密度が二テスラを超えるもの
ロ　コイルの長さを内径で除した値が二を超えるもの
ハ　コイルの内径が三〇〇ミリメートルを超えるもの
ニ　コイルの軸の中心部分を中心として内径の三五パーセントを半径とする円であって、コイルの軸に垂直なものの範囲において、磁界の均一性が一パーセント未満のもの
三十八　真空ポンプであって、吸気口の内径が三八センチメートル以上のもののうち、排気速度が一秒当たり一五、〇〇〇リットル以上で、かつ、到達圧力が一三・三ミリパスカル未満のもの